

【第8回大蔵省 NGO 定期協議議事録】

1999 年 7 月における大蔵省内部署の移動により、本議事録に関しては、大蔵省による確認を得ることができませんでした。したがって、大蔵省担当者氏名、および発言内容は、担当者の確認を得ておりませんことをご了承下さい。

日時：1999 年 5 月 21 日（金）

場所：大蔵省第 4 特別会議室（4 階）

議題：

1. アジア経済危機について
 - 1-1. タイへのセクタープログラムローン
 - 1-2. カンボジアへの ADB 構造調整融資（ADB）
 - 1-3. 新宮沢構想について
 - 1-4. インドネシア social safety net
2. IMF 機構改革関連
3. 世銀の Inspection Panel の改革／レビューについて
4. 特別円借款／タイド化について
5. 輸銀、国際協力銀行、ECA 関連
 - 5-1. 国際協力銀行の社会環境政策について
 - 5-2. ECA の共通の環境基準について
 - 5-3. サンロケダムプロジェクト
 - 5-4. チャド・カメルーンについて
 - 5-5. MIGA 環境、情報公開政策他
6. その他

出席者（敬称略）

【大蔵省】

開発機関課：玉木（課長） 和家、大須賀、富永、林

開発政策課：北尾

開発金融課：松尾（補佐） 栗原、前川、笹川、笹本

国際機構課：笹本

輸銀/基金統合準備室：宮崎（国際資金調整官） 松尾、花川、

【NGO】

PARC / 井上、高橋、JATAN/南里、メコン・ウォッチ / 松本、神田、進出企業問題を考える会 / 諏訪、地球の友ジャパン / 松本、岡崎、本山、JANNI / 川上、CI / 福岡、ADB 福岡 NGO フォーラム / 今村、AM ネットワーク / 川村、JVC/高橋、国学院大学 / 古沢、龍崎、高橋、JACSES / 斎藤、足立、阿部、

石田

当日配布資料

【NGO】

- ・大蔵省・NGO 第 8 回定期協議議題 / 質問事項
- ・アジア経済危機支援策について及び農業セクター改革（タイ）
「カンボジア土地問題に関する NGO の声明文」
- ・世銀の Inspection Panel の改革 / レビューについて
- ・インドネシア social safety net に関する要請関連資料一式
- ・日本政府の債務帳消し政策に関する見解
- ・IMF 機構改革関連に関して
- ・サンロケダム / サハリン II その他関連資料
- ・NGO FORUM ON THE ADB

1. アジア経済危機について

- 1-1. タイへのセクタープログラムローン
- 1-2. カンボジアへの ADB 構造調整融資

高橋：

アジア経済危機後、タイ、カンボジアへ資金が流れている。

【タイ】

今年の 2 月、農業セクターを大幅に改革しようとのことで、2 月 8 日にタイのタリン大蔵大臣と ADB が覚え書きを結び、そこで融資条件が明らかになった。

NGO 側からの一点目の懸念は、融資条件についての社会的インパクトである。農業セクターを輸出主導にもっていこうとの流れがあるが、これは、タイの第 8 国家経済開発にも謳われている sustainability にそぐわないのではないかと懸念がある。持続的な農業をバックボーンに据えるべきである。

もう 1 点は、条件として水利法が ADB から提案されているが、そこから出る影響に懸念がある。小規模農民のアクセスがどの程度確保されるのか。貧富の差の拡大につながらないのか。これは、生態系に優しいのか。地域資源への参加が重要だと思うが、政府一元化によってそれが損なわれ、非持続的になるのではないかと懸念がある。タイの民主憲法 46 条と 47 条で、地域資源の利用への参加が保護されているが、これに抵触するのではないかと懸念がある。

第 3 点は、土地証書に関して、売買ができるような証書に変えようというのが条件だということだが、これが農民の安易な借金へとつながるのではないかと懸念がある。

【カンボジア】

ADB の農業セクターローンの条件として、土地法の改正がある。カンボジアの復興後、確かに 1992 年のままになっている土地法を制定しないとまずいが、その内容、プロセスはどうか？ 社会、先住

民族、環境への影響が心配される。住民、特に先住民族の声を反映させることが必要である。このことについては、2月のCG会合で宮沢大蔵大臣あてに要望書は送ってある。

従って質問点は、

- 1.融資条件に伴う社会的インパクトをどの程度まで大蔵省では把握しているのか。どこまで理事に伝えているのか。情報公開も含めてお答えいただきたい。
- 2.土地法の改正については、時間をかけて、先住民族の参加を保証した上での法の改正を政府に働きかけることが必要なのではないだろうか。カンボジアのケースをみても、10月に雇われたコンサルタントが性急に進めた。プロセスについて、もっと時間をかけて先住民の参加を保証するべき。ADBのポリシーもそうになっているのだし、カンボジア政府に働きかけてはどうか。
- 3.宮沢構想について、現地では、日本の政策のフレームワークは、見えにくい。宮沢構想とは何なのかということを現地でよく聞かれるので、フレームワークがあれば説明して欲しい。

玉木：

個人的な見解であるが、一国の農業政策や土地政策の在り方について、外国政府としては、議論しにくい。森林法の議論など、農民だけでなく多くの人にインパクトを与えるので、それはタイかカンボジアの国会で確保されるべきだという前提に立って、以下お答えしたい。

まず、タイの農業セクター融資は、ADB 3億ドル、OECF 3億ドルの協調融資プロジェクトである。3/25にADBの理事会にかかるということでADBのミッションがバンコクに行ったが、理事会は行われなかった。今もまだ行われていない。行われなかった理由は、農業セクターについて補助金のついたローンをどうするか、また水利法のコストリカバリーを認めるかどうかの2点について、タイ政府内の意見調整ができなかった為である。ADBとタイ政府との議論はまだ続いている。アジア経済危機後、農業は雇用場として重要なセクターとして考える向きが強く、近代化を進めたいというのが背景にある。タイの場合、農業が国際収支面でも重要で、改革を求める声は国内にもある。

ステークホルダーの参加に関しては、ADBに聞いた限りで、9月と11月にバンコクの大学でセミナーが開かれ、11月はNGOや農業団体もかなり出席していたと聞いているが、これでは参加ということにならないのか。

高橋：

（セミナーでは）発言が産業界に偏り、NGOや農民等の参加が十分に確保されていなかったような印象を受けたので、満足するものだったとはいえない。NGO側の発言する時間が限られている。

玉木：

農業の場合、政治力が強い。タイの農林大臣はそうだし、その人に代表される農業団体の合意がなければ前に進めないようだ。それを待っている。農業金融で大きな補助金を出すのはあまりいいことではないと思う。ターゲットを絞ってどういう人たちにどういう趣旨で出すかはっきりすべきだ。プロセスが不透明になりかねない。受益を公正にするのは政策の観点から難しい。一般論として巨大な低利融資制度はアクセスとして問題だ。水利法は権利関係が不明瞭なので、どこの政府でも難しい。詳細は調べられなかったが、伝統的な農民の権利など多面的に議論してほしい。一定のコストリカバリーのしくみがあるべきだというのは一般的には認められるところである。伝統的な権利・制度としての sustainability

など議論を尽くしてほしい。

質問 1 に関しては、現地で理事ではなく、ADB、ワシントンの方とコンタクトをとり、情報が入っていることの方が多い。ステークホルダーの参加を確保することに関しては、まったく異存がない。しかしいつまでも時間をかけて、議論が進まないのは良くないので、効果的である必要がある。どうやって効率的かつみんなが納得するかたちで参加を促すかという技術的な問題でもある。3 月から 4 月の末にかけてオックスファムが会合をしているがそれでも不十分なのか。

高橋：

CG 会合分科会でも政府から一方的に説明するだけだった。だった。

玉木：

Oxfam を中心とした NGO の土地法ワーキンググループ(Land Law Working Group)が、3/25 にドラフトを提出し、3/30 に Council of Minister に対し 2 時間のプレゼンを行った。4/16 に土地管理省で技術的なことが on going で議論されている。

高橋：

後でこちらも確認する。

玉木：

質問 3 の新宮沢構想については、アジア経済危機対応が当面の目標であり、相手国も限定されている。実体経済支援、金融セクターの健全化、貧困対策という視点で各国の状況に対応するよう ADB などと協調で行っている。危機は流動性危機を過ぎたので、第 2 期としての支援である。国際的支援との整合性を確保しつつ、タイムリーな支援を行っていきたいと考えている。個別ローンについては議論があるだろうが、全体としてはこうである。

高橋：

タイでは、農民の借金がかかり問題である。低利で融資することが必ずしも良いこととは限らない。低利によって簡単に借り入れする人が増え、危機管理ができていないので、返済のため高利の借金をする。しっかりとした技術協力なしで、むやみやたらに借り入れをすると、返せないのである。融資条件に伴う社会的インパクト、住民参加に十分配慮していただけるよう、ADB、世銀にアドバイスをさせていただきたい。

1-3. 新宮沢構想について

神田：

新宮沢構想は、5 カ国に対し 300 億ドルプラス 150 億ドルを支援ということである。ベトナムに対しては別枠で財政投融资が資金源であるそうだが、そんなに簡単に融資に回せるのか？今後さらに増額するのか？300 億ドルがどうやって決定されているのか、意志決定メカニズムについてお聞かせ願いたい。

北尾：

新宮沢構想の 300 億ドルは個別具体的積算ではなく、我が国が 2 年間くらいで対応できる金額やアジア各国の状況を鑑みて決めたことである。合わせて 300 億ドル同意するという表現であって、発表時 10 年度予算は可決されていたので、当初予算の中で遅れているものを使う一方、昨秋、緊急経済対策の中に「アジア支援策」という項目で、執行が遅れている JICA の案件を使用した。秋の時点では、輸銀と OECF は平成 10 年度の補正予算で、新宮沢構想は第 3 次補正予算によった。平成 11 年度以降については、新宮沢構想は予算に組み入れられた内である。

ベトナムを含め、拡大するかについては、今のところは枠が拡大するということはない。indication base で中長期で 120 億ドルくらい、短期で 50 億ドルくらい。通貨危機に見舞われた 5 ケ国ということで、ベトナムは通貨危機に直接影響を受けた国とは言えないので対象外だったが、実体経済を見れば必要性は他の 5 か国と近い。実体経済の回復がねらいで、300 億ドルとは別枠でベトナムに出す。

神田：

意志決定プロセスはどのようなものか？大蔵省が大枠を決めた後、国会で詳細の確認はなされないのか。

(大蔵)：

国会承認は予算という形なので、第 3 次補正とかということになる。審議のプロセスでは個別具体的な費目は出されないが、(OECF/輸銀に関る) 予算部局ではそこまで入っていると思う。

井上：

宮沢構想という言葉がアジアで一人歩きしているようである。(1) タイに関しては、報道が過熱していて、例えば新聞で「タイ政権維持のために資金が使われている」などと騒がれているという事実があるが、どう受け止められているのか。(2) また、宮沢構想全体的方向性についての意志決定のプロセスについてはどのようにになっているのか。

北尾：

まず質問(2)については、メカニズムがあるわけではない。対象 5 カ国については、大蔵、通産、外務、輸銀、OECF でミッションを派遣し、各国で議論。その中で対象国以外の ADB や世銀とも議論して案件を決定する。(1) については、加熱報道があるのは知っている。ただしそれに対してどうするかは難しい。選挙後というのもひとつだし、それを考慮しないのもひとつ。外務省とも情報交換しつつ、その場その場をウォッチして対応するしかない。

神田：

新聞報道に対して、それが真実であるかどうかモニターする術はあるのか。

北尾：

新聞報道については外務省を通じて入ってくる。報道があったからといっても、政権維持のような使われ方をされているかわからないので、現地大使館を通じてウォッチするしかない。情報は把握しているが、必ずしも全て確認する必要はないだろう。

1-4. インドネシア social safety net (SSN)

川上：

5月18日と20日にインドネシアの融資について世界銀行の理事会で承認された。5月20日に承認された11億ドルのうち6億ドルがSSN。5月17日付けで世界銀行にこの融資に反対の手紙を出した。タイのケースと違うのは、国家開発企画庁が流用したのは明らかである。地域レベルでゴルカルの選挙に使われた。

質問の1点目は、5/20の11億ドルのsocial safety net (SSN)に関する理事会での日本理事の投票行動についてお伺いしたい。議事録は公開されるのか。仮に理事が賛成したのなら、その判断理由は何か？インドネシア政府役人の間でも、ちまたでゴルカルファンドと呼ばれている中でどう考えているのか。

2点目は、日本政府は世銀の協調融資を、IMFとの並行融資に切り替えたと共同通信速報は書いているがどうなのか。本当かどうか。

3点目は、協調融資と並行融資の違いは何か。

4点目は、3月末の融資延期の決定後、米国、インドネシアのNGOから連絡を受け、理事会は5月18日と言われていたが、4月に大蔵省に聞いたとき明確に答えなかった。5月18日理事会というのは正確な情報だったわけだが、なぜ日本側は答えられないのか。

玉木：

先に、世銀がカンボジアに新土地法を迫っているということに関して補足するが、世銀は土地法をコンディションにはしていない。森林問題で世銀が土地法を迫っていることについて、世銀に問い合わせた。世銀の考えは土地法をリンクさせてはいない。改正は必要だと思うが、小規模農家の権利、先住民の権利、ステークホルダーとの議論は、世銀から政府に申し入れている。入会権、国有林の譲渡契約と現実の森林利用の関係を明確にすることを世銀は重視している。

インドネシアに関しては、3月末に理事会の予定だったが、流れた。世銀はインドネシア政府内の(資金の適正利用の)モニタリング制度の整備が不十分であり、そのための体制が必要で、世銀のドキュメントの中にそれがないと融資は出せないと判断したためである。5/18と5/20の2回に渡り理事会が行われ、5/18はインドネシアについて4件審議した。3件はプロジェクト、1件は構造調整についてである。SSNとSecond Policy Reformの2つは20日に延期された。理由は、日本・アメリカなどが、SSNにモニタリングの必須と考えていた。18日にインドネシアの代表理事が発言し、6月いっぱいまでの第1四半期には使わない、中央銀行が預かり適正利用について全面的体制を置きたいとしていた。日本もこの点を重視して20日の理事会で賛成に投票した。

今回の案件について、プレスリリースでインドネシア理事は、"We don't need money immediately"とっている。インドネシアに対してsocial safety netは必要だと考える。IDAの資金はインドネシアには行かないが、日本政府は貧困問題については、ミスを防ぐことを条件にした上で、IDA資金を出すべきだと押ししている。この件に関しては、近々プレス・リリースが出るだろう。インドネシアのモニタリング体制について、モニタリングは融資の条件なので理事会に出されたローンドキュメントの公開が予定されている。

5月18日の理事会日程について、ターゲット国(この場合はインドネシア)は理事室には情報を出し渋る。理事会の日を決めると13作業日前にドキュメントを出さなければいけなくなるからだ。大蔵省の方がタイムラグの被害を被る。おおざっぱなスケジュールはかなり早くわかる。

川上：

5/18 というのは、どの段階で分かったのか。

玉木：

今回は 4 月の下旬くらいである。

(大蔵)：

共同通信の記事については、IMF の 3 月 25 日の理事会でインドネシア向けに 10 億ドル増額した。それとの並行である輸銀のアンタイドローン を 3 月 26 日調印した。輸銀も IMF と同じ 10 億ドルである。日本が世銀との協調を辞めて、IMF に転じたというのは誤り。2/5 の新宮沢構想で IMF との並行融資は入っているし、世銀の social safety net との協調融資を、円借款 (OECD) で行うということは、インディケートしている。実際いつプレッジするかは、インドネシアの選挙後の情勢を見る。

協調融資と並行融資の違いについては、テクニカルに違うということである。協調融資は、一方が返済不可になったら、他方も不可になるというクロス・デフォルト条項が含まれた融資契約のことだ。IMF との並行融資は、このような協調契約を結べないからである。

川上：

監視体制そのものに懐疑的になっている。世銀の地域代表と NGO が 5~6 回協議した。フレームワークは世銀にかなり決められてしまった。モニタリングに NGO が参加と記事ではなっているが、世銀との間に開きはあるということをご理解いただきたい。4 月に世銀のフレームワークができる。

玉木：

それがまとまらない限りは、融資はできない。

2. IMF 機構改革関連

井上：

IMF 理事会があったことも、私たちは知りようがなかった。新聞報道もあるので、もう少し大蔵省側から、能動的に、「こういうことが理事会で議論されている」とか、積極的に日本側の政策を作っていくという意味での情報公開をお願いしたい。

1. IMF 理事会で行ったアジア金融危機時の支援プログラムに関する議論は、IMF 全体に反映されるのか？日本政府の「構造改革に対する IMF の関与を限定する」という見解の意味は何であるか？他方で債務救済の措置にあたって「構造改革に積極的に取り組み、良い結果が得られることを条件とする」と述べているが、この 2 つの立場の整合性は？

2. 民間セクターの関与を認める金融危機の解決とは？日本の民間銀行保有債権の情報公開を推進していただきたく、要請する。

3. 短期資本規制に関しては、マレーシアのケースについて検討したのか？大蔵省ではそれをどう考えるのか。

4. HIPC イニシアティブについて、「より広く、深く、早く」とは具体的にどの程度であるか。金の売却はどのような根拠で 1,000 万オンスとしているのか。

5. フランス提案の評議会とはどのようなものであるか。貧困国の意見はどの程度反映されるのか。大蔵省ではどのように考えているのか。

(大蔵省)：

2 月の時にお知らせしなかったことは反省している。昨年 10 月、IMF の理事会は、アジア金融危機のレビューを行った。そのレポートはできている。大蔵省からは、IMF 暫定委員会の時に、マクロ的な制裁をとったのではないかと、ということを行った。日本政府が発言したこと全部は載っていない。「構造改革に対する IMF の関与を限定する」と言っているのは、マクロへの...はあるが、構造改革も必要であるということだ。2.に関しては、ロールオーバーの促進ということで、今民間銀行の公開を議論中である。3.の短期資本規制に関しては、マレーシアだけではなく、他の国もあり、レビューを行っている。暫定委員会では、(?) 日本政府は、一時的な短期資本規制について利点もあるのではないかとというコンセンサスがある。4.の HIPC について、暫定委員会での日本政府の発言は、金の売却を、「必要であれば 1000 万オンス以上も可能では」という主旨で言っている。5.の機構改革については、フランスだけではなく、他の国からの提案もある。大臣クラスによる評議会を設置するという提案がある。

井上：

民間銀行情報については、政府として公開に向かって欲しい。できないのなら障害を明確にしていって欲しい。評議会や市民社会とのコンセンサスについて見解を聞かせて欲しい。

玉木：

評議会とは council のことであり、大臣クラスを集めて会議しようとの話である。1975 年合意の IMF 協定の全文改正別表で「いずれ評議会を作る」と書かれている。しかし評議会に決定権限を持たせる事には抵抗があり、暫定と言いつつ 1978 年から続いている。IMF のポリティカルアカウンタビリティが欠けているのではというのがフランスや日本の考え。支援するしないは一刻の正否を決めるので大臣クラスがすべき。20 ヶ国委員会が recommendation ボンドとして今に至る。しかし反対が強い。Board (総務会) としての権限を維持し、プロとしての理事が協議すべき、という意見が圧倒的である。

井上：

ステークホルダーとの協議という点については？

玉木：

株主としての立場と市民社会の接点は別問題である。個人的には世銀に比べ IMF の対応は遅いと思う。金融専門家の議論だけでは律し得ないものが増えてきた。我々も広く見てほしいと思う。日本政府は、構造調整はやりすぎではないかと見ている。マクロ経済のインバランスを改善するといったどうして

も必要な分野に限るべきである。HIPC は世銀・IMF のイニシアチブであって、G7 ではない。HIPC s として E S A F を債務削減後使う。HIPC s-E S A F は進行形の議論。あくまで HIPC s の sustainability を確保するためのものである。「広く、深く、早く」はこれから決めるが、具体的なテクニカリティーに左右される。HIPC s は G 7 のイシューではなく、I M F / W B のイシュー。G 7 が決めてもすべては決まらない。秋までに G 7 以外のドナーを入れてイニシアティブズの具体的な方法を世銀・IMF 理事会で決める。詳細を決めないと、どのくらい調整能力が必要かなどが決まらない。具体化こそ必要なプロセスである。

井上：

今後の理事会の状況（日程や議論内容）をきちんと教えてほしい。

今村：

民間銀行の債権に関する情報公開についてはどうか。

玉木：

外国の銀行や一部じゃダメだ。オフ・ショアの（オフィシャルな？）銀行の情報公開は技術的に難しい問題で、限界がある。ビジネスの世界を片っ端から公開させてよいのか。日本の商社も債権を持っているし、保証ならもっと難しい。どの銀行がいくら債権を持っているかを公開するよりも、各々の国が公的・民間の負債をしっかりと把握し、それをもとにどういう状況で国際社会が警告を出すことができるかが重要なのではないか。マクロ的に理解することが大切だと思う。国際社会でどうモニターし、どう回避するのかが一番問題である。対外債務自体は悪ではない。長期と短期の区別、発展途上国の借り手側がインバランスなまでに借りていないか、途上国の銀行から借りているのは公開されないなど問題もあり、それより重要なのは借り手側の状況を把握することだと思う。

井上：

そのことは重要だが、情報公開は合わせて重要である。貸し手にも問題があると思う。国際決済銀行（B I S）に各国の中央銀行から出している情報もあるし、技術的には問題ない。

玉木：

どの銀行からいくら借りているかより、全体でいくら借りているかを知る方が重要である。

井上：

不正、不当な貸付をしている場合は、預金者として情報を開示してもらうのも手かと思う。

3. 世銀の Inspection panel の改革／レビューについて

川村：

インスペクションパネルについては 1993 年に世銀の理事会で決定された。ウェブページで見るとこれまで 14 件ある。世銀の基準に沿っているかどうかをチェックする趣旨で、被害救済という意義があ

るのでNGOからも評価を受けている。しかし、問題は残されている。1つは、参加の機会、情報提供の点。レジュメのチャートを見るとわかるが、申し立て側から働きかけられる矢印は最初だけで、残りのプロセスはほとんど受け身に立つ。2つ目は本調査の決定が理事会で行われなかったケースが多いことである。パネルが勧告したケースで実際本格調査に至ったのは6件中2件で、それも部分的だった。3つ目は世銀のマネージメントの対応が建設的ではなかったこと。パネルに見直しに関する作業部会の報告が98年3月に出され、4月に理事会で確認された。

質問は、1) 4/20の世銀理事会での日本の立場、発言について教えていただきたい。2) 予備調査の審議は形式的なものとし、的確性についてはパネルの判断を信頼し、本調査の実施要請があった場合は原則認めるべきと考えるが、日本政府/理事の立場はどうか？ 3) 「行動計画」作成過程についての審査の際に、パネルの現地訪問を禁止する必要はないと考えるが、日本政府/理事の考え方はどうか？ 4) 世銀政策・手続きの現地語への翻訳について、日本政府としての要請・資金提供をどう考えられるか。5) IFC/MIGAのオンブズマンについて、議論中であろうが、その内容を教えていただきたい、ということである。

玉木：

難しい制度である。パネルの創生期に理事室にいて(理事代理)、困難を感じた。理事会も、パネルを信用していなかったということが、問題だろう。本当に理事会が参考にすべきなのかという不信感があった。特にパネルを適用することに対する借り入れ国の反論は、もっともだということが多かった。経済効果などをどういうスコープで見るかによって違うし、理事の中でも、パネルに不信感を持っていた人、パネル重視の人と、借り入れ国との対立があった。カナダのグールという理事がパネルの改善に向けて、ブラジル、インド、サウジアラビア、中国などで作業部会を作り、妥協案が出された。中間報告が出たが、まさに妥協案。4月20日の理事会では、議論らしいものはなく、よく妥協案を作ったということで日本も賛成。予備審査の後、技術的なのをクリアすれば、...が入った。これは、前進だと見られている。最終的なアカウンタビリティは理事会が負わなければならない。3権分立とはいかないだろう。現地語翻訳は進めていきたいが、日本語訳ですら大変。マンパワーで実際難しい。多様な言語があり、特定の言語だけだとまた問題となる。トラストファンドを使って、重要なものからやっていきたい。公用語にするか現地語にするかというように、バイアスの問題もある。

今村：

IFCはどうか？

玉木：

Compliance Advisor/Ombudsman (CAO)とアカウンタビリティメカニズムは、副総裁クラスのポジションである。副総裁クラスのオフィスを作り、環境問題などでIFC/MIGAにアドバイスをする。ラインから外れた独立した機関。環境問題に関して、より機能的でかつ弱いインスペクションパネルである。CAOがどうするかはまだ終わっていない。理事会には上がってきていない。IFC、MIGAの中であるのみで、止まっている。結果を世銀総裁に報告するのが良い。IFC/MIGAのような小さい組織で、そのようにマンパワーを割くのか。民間とやる中で、現地国政府からどう情報を吸い上げるか。それによって民間資金に逃げられたらどうするのか、という点が議論される。インスペクションパネルとの二審性にする意味がどの程度あるのか。IFC/MIGAへ行くと時間ばかりかかってビジネスに

ならないというのでは本筋から外れる。

川村：

パネル予備調査の段階で、情報ギャップがある。その辺のバランスも考える必要がある。

玉木：

方向性としては、インスペクションパネルに人的・資金的に投入し、マネージメントを理事会に並ぶ力を持たせるという考えもあるが、意思決定を重層的にすることへの疑問がある。

川村：

現地のマネージメントに行っても情報は無い。インスペクションパネルがあることで声を反映してもらえる。窓口として評価されている。こういう機関は必要だというのがN G Oの考えである。

玉木：

観念的にはわかる。実際提供する情報は湯水のようにあり、そう簡単なことではない。インスペクションパネル以外にもルートがあるのではないかと思う。インスペクションパネル自体が誰に責任を負うのかははっきりしていない。協定上責任を負っていない。リソースを十分にインスペクションパネルに与えても問題の解決にはつながらないと思う。

4. 特別円借款 / タイド化について

神田：

タイド化に対する懸念がある為、特別円借款の決定メカニズムについて、前回に加えもう少し説明していただきたい。

（大蔵）：

特別円借款は3年間で6,000億円である。アンタイド化を進めてきており、今後も方針は変わらないだろう。今回はアジア金融危機に対する実体経済支援の緊急避難、地域限定性限定的なものである。実際は、産業界の中でタイド化を求める声は大きい。彼等も国民で、法人税を支払っている立場で要望するのは無視できない。それを反映したことで一部タイド化した。ただし全体としてはあくまでアンタイド化していつている。3年間だけという限られたものである。

神田：

このような内容は、どこで話していけばよいのか。

（大蔵）：

外務省との定期協議や今回の会合など、いろいろ使っていけばいいのではないかと。

神田：

タイド化に関しては、マイナーな政策転換ということで、国会議論にはならないのか。

宮崎：

皆さんが関心を持てば国会議論ということになるだろうし、大蔵省が決めることではない。

玉木：

MDB のトラスト・ファンドに関しては、日本企業の受注が少ないから増やせるようしろという圧力もある。景気の状態から判断するとタイド化の声はボーカルだ。外務や大蔵は、そんなことおっしゃってても、という態度をとることが多い。MDBs の場合、タイドは認められていないのでご理解いただきたい、と説明している。

神田：

96 年に一度 100% になったアンタイド化が徐々にタイド化に戻ることに懸念がある。DAC でも規制はあるのに、ギリギリのところアンタイド化していつている。

5. 輸銀、国際協力銀行、ECA 関連

5-1. 国際協力銀行の社会環境政策について

5-2. ECA の共通の環境基準について

5-3. サンロケダムプロジェクトについて

松本：

国際協力銀行についてのスケジュールをお聞かせ願いたい。

(大蔵)：

4 月 15 日衆議院通過、9/23 に施行、10/1 に発足される。衆議院は商工委員会、参議院は.....。情報公開や環境配慮などを促進するように注文している。そろそろ議事録ができると思う。議事録は国会のウェブサイトでももうすぐ公開される。次期国会から政府委員制度がなくなり、こういう場の意見は反論権で。共産党を除いて法案は皆賛成。付帯事項はいろいろ注文された。情報公開、環境もである。2 月に福山議員から、共通のガイドラインを作っていただきたいとの話があった。これに対し堺屋経企庁長官は「統一のガイドラインを作っていきたい」と答えた。また、宮沢大臣が、問題は輸銀にあるから一緒にやるように、との発言もあった。質問の 5-1 について、健全な発展に資することに環境も含まれる。設置法の際の国会答弁もある。議事録をみて欲しい。具体的にはガイドラインの中で定めていきたい。今後、輸銀の中のチェックリスト(内部用)しかないので、ガイドライン化を行っている。いつまでできるかは不明だが、7~8 月前には公表したい。次に、政令・省令策定への中で、統一したガイドラインを策定する。まず輸銀の段階で意見を頂きたい。その後の「統一」については、国会審議をふまえ、NGO、有識者などからも意見をもらいたい。具体的日程が固まり次第お知らせしたい。輸銀、OECD としては、スケジュールが完全に固まっていないが、参考資料があったら、輸銀広報室・環境室で承りたい。質問の 5-3 については、大蔵省は経済企画庁と共に銀行を所管するので、法体系の趣旨、政府全体としての環境配慮、OECD など国際機関との調整をする。

松本：

8月の公表とは、ドラフトを公開するということか。

(大蔵)：

全体である。

松本：

情報公開について、もう少し詳しくお聞かせ願いたい。

(大蔵)：

情報公開を法律上規定するという答弁はないと思う。法案の付帯で情報公開について特殊法人として今後検討するとなっている。情報公開法のもとで特殊法人の情報公開を今後定める。2年以内に特殊法人についても制定されるだろう。銀行は政府出資100%の特殊法人なのでそれを守る。また、情報公開は、法律レベルで規定されるものだけではなく、新聞発表などもある。

松本：

この件はまた後で。ECAは？

(大蔵省)：

環境について、環境影響評価法に基づいた情報公開は合意している。近々プレスリリースする。各国共通の基準作りに向けて大蔵省としても関わっていききたい。

松本：

EBRDも出してきている。輸銀だけでなく、OPICの防止対策は、EBRDの理事の方にお話しを通してほしい。中国のプロジェクトの情報提供をお願いしたい。チャド・カメルーンのプロジェクトも7月後半にあるので、情報提供をお願いしたい。

サンロケ・ダムの上流部に関して、大蔵省を通じて情報公開してくれるとの約束だったが、もう1回お願いしたい。第1次、第2次でどれくらい出されているのか教えていただきたい。

松尾：

先週、サンロケ・ダムについては、竹村参議院議員、佐藤謙一郎衆議院議員、輸銀と共に、フィリピンの現地の人から話を伺い、良い機会を持った。私も考えていきたいと申し上げた。フィリピン電力公社(NPC)の社会環境調査の結果、2月末に水没対象地域が3世帯から61世帯に増えたと聞いている。

松本：

その社会環境調査の内容を輸銀またはNPCから公開しないのか。輸銀から公開できないなら、輸銀から公開するようにNPCに圧力をかけることはできないのか。

松尾：

当該社会環境調査は、NPC が主体となって実施したものであり、輸銀はそれを貸出人として収受したにすぎない。輸銀は公的機関であるが、同時に金融機関であり、融資を行うに当たって、借入人及び関係者から情報収集を行っている。この収集した情報の中で非公開のものについて、輸銀は金融機関としての守秘義務を負う。このため、社会環境調査を輸銀は NPC に無断で公開することはできない。それならば、NPC が公開するように輸銀が働きかければ良いではないかとなろうが、このことは輸銀から NPC に伝えてあると聞いている。結論として、現段階で輸銀から社会環境調査を公開することはできないと聞いている。

松本：

社会環境調査は出ているが、一番先住民が影響を受ける Resettlement Action Plan を輸銀は持っていたが、その公開はできないのか。

松尾：

社会環境調査と同様、輸銀から Resettlement Action Plan の公開はできない。

松本：

同じように輸銀が融資を行っているサハリン II 石油開発事業における石油流出事故に関する資料を、輸銀は北海道の漁業関係者に公開している以上、サンロケ・ダムに関する資料がフィリピンの先住民に対して公開できないのは、おかしい。

松尾：

当方は、水没対象地域以外への調査は 6 月に予定されていると聞いているが、調査状況を踏まえてできる範囲で対応していきたい。

松本：

これまでのディスバース状況はどうか。

松尾：

98 年 10 月 27 日に L/A 締結。第 1 回のディスバースは 98 年 12 月 15 日に融資総額 52 億円、うち輸銀分 39 億円。第 2 回のディスバースは 99 年 1 月 15 日に融資総額 52 億円、うち輸銀分 38 億円。残りは民間金融機関が融資を行っている。

松本：

第 3 回のディスバースが、61 世帯の合意が整う以前や、移転対象世帯が特定される以前に実施される懸念がある。調査に 2 年はかかるのに、調査が終わる前にプロジェクトを始めるのは、おかしい。

松尾：

第 3 回以降のディスバースについては、水没対象地域が拡大することから、水没地以外の社会環境影響調査後に決め、見合わせていると聞いている。

松本：

先住民からは、移転対象世帯が 61 世帯という数字も少なすぎるとの意見が出ている。

諏訪：

大蔵省の方では、輸銀が行った社会環境調査の結果をもらっているのか。

松尾：

当該調査の内容については聴取しているが、資料は入手していない。また、冊子のようにまとめた報告書そのものがあるかどうか不明である。

諏訪：

輸銀が行った社会環境調査ならば、NPC が行ったものではないので輸銀の判断で公開できるのではないかな。

松尾：

当該調査の内容については、必要な範囲で皆様にお知らせできるのではないかと考えている。公開していいものかどうか分からないが、公開しなくていいものでもないと思う。

5-4. チャド・カメルーンについて

岡崎：

先週ローマでエネルギー開発に係る南北NGOのワークショップあり。欧米およびチャド・カメルーン/ナイジェリアなどのNGOからは是非日本の世銀EDに訴えて欲しいとの事で、この席でお願いをしたい。このパイプラインの案件の中味については先回の定期会合で議題にあげたので詳細は省くが、環境負荷を軽減した代案が審査中で今年8月には理事会に上がるとのこと。今出ている代案もNGO見解としては、特に社会影響負荷は相変わらずで現地住民には何ら恩恵を施すプロジェクトになっていない。軍事政権の国への世銀融資そのものを考え直して欲しい。世銀の日本理事にお伝え願いたい。

5-5. MIGA 環境、情報公開政策他

本山：

5月にMIGAの理事会が行われたが、環境、情報公開についてはどのようなものであったのか、具体的な資料をお願いしたい。

玉木：

修正事務局案が5/17に承認された。今後2年間はパイロット期間となる。プロジェクトを環境影響に応じて3つのカテゴリーに分け、カテゴリーAについては情報公開する、Cはやらないということで、Bをどうするかが争点になった。カテゴリーBについては、2年間にパイロット期間終了後に再検討する。

6. その他

南里：

ADB 総会のフォローアップを報告する。要望が 2 つあり、1 つは情報公開、もう 1 つは ADB 関連事項のみの会合を 1 年に 1 度持ちたいということである。

玉木：

異存はない。

--以上--